



発行 東京都

目次

告示

公告

- 都市計画の変更（三件）…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し…二
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 建築基準法による道路の指定の取消し…二
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等…二
- …（環境局総務部環境政策課）…二
- 開発行為に関する工事完了（二件）…三
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五

告示

●東京都告示第千二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画面用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画面用途地域

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

●東京都告示第千二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画面用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び練馬区役所

練馬区北町五丁目地内

変更する部分

練馬区北町五丁目地内

削除する部分

練馬区北町七丁目地内

変更する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

削除する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

削除する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

追加する部分

練馬区北町五丁目及び北町七丁目各地内

都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画面地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

中野四丁目地区計画

●東京都告示第千二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画道路

立川都市計画道路

立川都市計画道路

立川都市計画道路

立川都市計画道路

立川都市計画道路

立川都市計画道路

追加する部分

立川市曙町三丁目、国立市西一丁目及び北三丁目各地内

削除する部分

立川市曙町三丁目、国立市西一丁目及び北三丁目各地内

立川市羽衣町一丁目、羽衣町二丁目、曙町三丁目、国立市西一丁目及び北三丁目各地内

変更する部分

立川市羽衣町一丁目、羽衣町二丁目、曙町三丁目、栄町一丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町六丁目、高松町一丁目、泉町、幸町一丁目、幸町五丁目、幸町六丁目、柏町一丁目、柏町二丁目、柏町三丁目、柏町四丁目、柏町五丁目、国立市西一丁目、北三丁目、東大和市桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、桜が丘四丁目、立野二丁目、立野四丁目、上北台一丁目、上北台二丁目、上北台三丁目、芋窪一丁目、芋窪三丁目、芋窪五丁目、蔵敷二丁目、蔵敷三丁目、多摩湖五丁目及び多摩湖六丁目各地内

三・二・十号 削除する部分

立川市曙町三丁目地内

変更する部分

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千二百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和二年九月十八日 稲城市大字押立字上関四百四番三の一部、同番三地先並びに同番五、四百二十二番一、同番三及び同番四の各一部 延長 三四・五〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千二百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

法第四十二条第二項の規定による道路 令和二年九月十四日 東大和市芋窪六丁目千六十四番四から同番六まで、千六十五番二、

延長 一七一・〇九 幅員 三・六四 四・〇〇

●東京都告示第千二百六十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目と栄町四丁目間)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和二年十月七日
東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

立川都市計画画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目〜栄町四丁目間)建設事業
道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、立川都市計画画道路三・三・三十号立川東大和線のうち、立川市羽衣町二丁目地内を起点とし、同市栄町四丁目地内を終点とする延長約一・七キロメートルの区間において、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和二年十月七日から同月二十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を検討・選定し、現況調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1(1)から(3)までに示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後(自動車の走行)》</p> <p>【自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の二酸化窒素(NO₂)の濃度(日平均値の年間98%値)の最大値は、0.031ppmと予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基準法(平成5年法律第91号)に基づく二酸化窒素に係る環境基準(昭和59年環境庁告示第38号)^{※1}を満足します。</p> <p>【自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度】</p> <p>計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の浮遊粒子状物質(SPM)の濃度(日平均値の年間2%除外値)の最大値は、0.037mg/m³と予測しました。以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)^{※2}を満足します。</p> <p>《工事の施行中(施設の建設)》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル】</p> <p>計画道路の敷地境界における建設作業の騒音レベルの最大値は、77dBと予測しており、評価の指標とした「国民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例215号。以下「環境確保条例」といいます。)に基づく指定建設作業に適用する騒音の報告基準(80dB)を満足します。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル】</p> <p>計画道路の敷地境界における建設作業の振動レベルの最大値は、67dBと予測しており、評価の指標とした環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の報告基準(70dB)を満足します。</p> <p>《工事の完了後(自動車の走行)》</p> <p>【自動車の走行に伴う道路交通の騒音レベル】</p> <p>計画道路の道路端における道路交通の騒音レベルの最大値は、計画道路の供用時に昼間65dB、夜間59dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間68dB、夜間62dBと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号、昼間70dB以下、夜間65dB以下)を満足します。</p> <p>【自動車の走行に伴う道路交通の振動レベル】</p> <p>計画道路の供用時及び道路ネットワークの整備完了時における計画道路端の道路交通の振動レベルの最大値は、昼間48dB、夜間47dBと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(第1種区域：昼間60dB、夜間60dB以下、夜間55dB以下、第2種区域：昼間65dB以下、夜間60dB以下)を満足します。</p>

※1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、予測結果の日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち、低い方から98%に当たる値)が0.06ppm以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

※2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下、予測結果の日平均値の年間2%除外値(年間における1日平均値のうち、高い方から2%に当たる値)が0.10mg/m³以下の場合、環境基準を満足したと評価します。

別記(原文のまま記載)

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
土壌汚染	<p>《工事の施行中(施設の建設)》</p> <p>【土壌汚染の拡散の可能性の有無】</p> <p>土地利用の履歴等により計画道路に隣接する陸上自衛隊東立川駐屯地の一部には、旧日本軍の補給工場(陸軍獣医資材本廠)が存在していた可能性がありますが、現時点では、事業用地未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできません。</p> <p>事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続、調査を行います。</p> <p>土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法12条2項及び16条1項に基づく届出を行うとともに、関係機関と調整を行った上で汚染拡散防止対策を講じ、その内容を事後調査において明らかにします。</p> <p>汚染土壌を搬出する場合は、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理します。なお、土地の改良において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合には、適切な対応を講ずるものとし、これらの保全措置により、汚染土壌の掘削及び移動等に伴う新たな地域への拡散はないと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと。」を満足します。</p> <p>《工事の完了後(施設の存在)》</p> <p>【計画道路の存在に伴う地域景観の変化の程度】</p> <p>計画道路周辺は、現在、住宅、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等が立ち並んでおり、多様な用途が混在した地域景観となっております。事業の実施に伴い、これらの一部が改変されますが、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ることから、計画道路の存在に伴う地域景観の変化の程度は小さいと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特質)の創出を工夫すること。」を満足します。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>事業の実施に伴い、住宅地や商業施設、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等の一部が改変され、計画道路が出現することにより、眺望に変化が生じます。しかしながら、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ること、また、電線類の地中化により視線を遮る電柱や電線をなくし、周辺景観との調和を図ることから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さいと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特質)の創出を工夫すること。」を満足します。</p>

景観

別記 (原文のまま記載)

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
廃棄物	<p>《工事の施行中 (施設の建設)》 【工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>建設廃棄物 (アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊) の排出量は合計約 3,230 m³、再資源化率は 99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 28 年 4 月 東京都都市整備局) の目標値 (再資源化率 99%以上) を達成します。</p> <p>建設発生土の排出量は約 34,000 m³、建設発生土有効利用率は 99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値 (建設発生土有効利用率 99%以上) を達成します。</p> <p>計画道路では、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>再資源化が困難な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率 99%以上)を達成すること。」「建設発生土については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(建設発生土有効利用率 99%以上)を達成すること。」「及び「循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)等に定める事業者の責務」を満足します。</p>

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市大字押立字上関四百四十三番地一、同番三、同番五及び四百二十二番一の各 小平市鈴木町一丁目四百七十一番一、同番二、同番三、同番四の一部並びに四百三十一番から四百三十六番まで 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市上石原一丁目四番一、調布市上石原一丁目四番地同番二並びに同番三及び同番六の各一部、同番七、同番十八、同番十九並びに同番二十三から同番三十二まで 林 隆

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

